

教材整備指針の改訂について(概要)

◇これまでの経緯

文部科学省においては、昭和42年の「教材基準」の策定以降、累次の学習指導要領の改訂を踏まえ、教材の整備基準を公表。

◇指針の性格

教材整備指針は、義務教育諸学校に備える教材の例示品目、整備数量の目安を参考資料として取りまとめたもの。

これらの整備に必要な経費については、安定的・計画的な教材整備に資するため、所要の地方財政措置が講じられている。

整備基準名	策定年度	学習指導要領改訂年度
教材基準	昭和42年度	昭和43・44年度
新教材基準	昭和53年度	昭和52年度
標準教材品目	平成3年度	平成元年度
教材機能別分類表	平成13年度	平成10年度
教材整備指針	平成23年度	平成20年度

※これまでの沿革や指針の電子データ等は以下のURLに掲載しています。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyozai/index.htm

◇教材整備指針の主な改訂内容

①新学習指導要領(H29改訂)関連

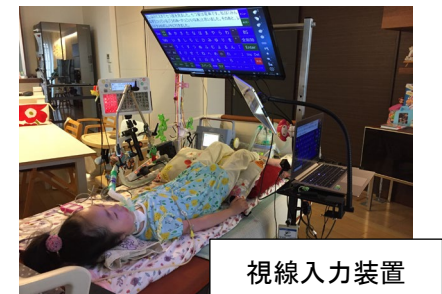
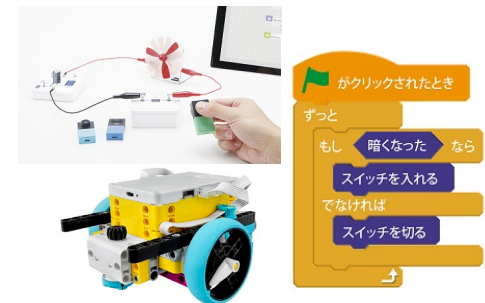
- ・プログラミング教育用ソフトウェア・ハードウェア(小学校)
- ・発表板
など新学習指導要領に対応する教材を例示

②技術革新等関連

- ・視線／音声入力装置(特別支援学校)
- ・3Dプリンター(中学校)
など、昨今の技術革新等を踏まえた教材を例示

③学校における働き方改革関連

- ・拡大プリンター、複合機等、学校における教育環境改善に資する教材を例示



※なお、教育のICT化に向けた環境整備に対応する教材は、本指針とは別途「2018年度以降の学校におけるICT環境整備の方針」等を踏まえ整備を推進。

※指針の品目数:1,295(1,194)
学校種別の内訳:小 367(337)、中 376(359)、特支 552(491)